

## 第18回 総会議事録

- 1 開催の日時 平成30年12月26日(水)午後2時00分～午後3時00分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第106号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第107号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- 議 第108号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第109号 非農地確認について
- 議 第110号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 議 第111号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第35号 会長専決処分の報告

報告第36号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(18名) 欠席委員(0名)

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 宮廻 彰夫(出)  | 2番 富士本 数彦(出) | 3番 高橋 裕典(出)  |
| 4番 青砥 芳美(出)  | 5番 磯部 美津子(出) | 6番 勝田 達雄(出)  |
| 8番 永江 りえ(出)  | 9番 矢野 秀行(出)  | 10番 清水 秋廣(出) |
| 11番 足立 裕子(出) | 12番 吉岡 雅裕(出) | 13番 榎原 篤(出)  |
| 14番 渡部 文明(出) | 15番 吉岡 幸雄(出) | 16番 岸本 定朝(出) |
| 17番 浅野 真治(出) | 18番 古藤 一郎(出) | 19番 三島 進(出)  |

- 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	成瀬 夏希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	大田 和孝	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	野津 慎一	農業企画係副主任	後藤 悠希

## 6 会議内容

議長  
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第18回松江市農業委員会総会を開会します。

最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届はございません。

現に在任する委員の数、18名のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。17番の浅野真治委員、18番の古藤一郎委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事をお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議第105号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案朗読)

それでは、議第105号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は所有権移転の案件が1件1筆、賃借権の設定が2件2筆です。

それではまず、54番の案件からご説明します。申請は、東出雲町揖屋の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲渡人の要望によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、55番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町出雲郷の田1筆を賃借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、借受人に耕作等維持管理を委ねるためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、貸出人の要望によるものです。借受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、56番の案件についてご説明します。申請は、東出雲町出雲郷の田1筆を賃借されるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は、借受人に耕作等維持管理を委ねるためです。借受人はご覧のとおりです。借受理由は、貸出人の要望によるものです。借受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長  
18番委員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

18番です。12日午後、2班全員で現地調査を行いました。東出雲町の3件の申請ですが、いずれも立派に作ってありました。耕作者が変わっても耕作できると判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。 議第105号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第105号については、原案のとおり許可することに決めます。 次に、議第106号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
		(議案朗読)
事	務	はじめに、4条の27番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大野町の3筆です。都市計画区分は都市計画区域外です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は個人住宅・倉庫・駐車場・進入路です。転用面積、所要面積ともに1,185㎡です。事業計画ですが、申請地北側の母屋が、がけ地近接危険住宅に該当したため平成30年6月に個人住宅を建設した際に農地であることが判明したものです。あわせまして、自宅進入路及び、昭和60年ごろに建てられました。倉庫、駐車場も農地であったため、この度申請があったものですが、追認案件として始末書が提出されております。事業の詳細は記載のとおりです。
		続いて4条の28番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は邑生町の2筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は申請地の500m圏内に小中学校があり、水道管、集落配水管が敷設された道路の沿線であるため3種農地と判断しました。転用目的は個人住宅、駐車場です。転用面積、所要面積ともに339㎡です。事業計画ですが、申請地に個人住宅及び駐車場を建設していたもので、昭和37年に撮影されました航空写真にはすでに現在の家屋が写っているため、建築後56年以上が経過したものであり、また、建築主もすでに亡くなり、世代も代わっているため追認案件ではございますが、始末書の提出は求めないものとしたしました。事業の詳細は記載のとおりです。
		以上、上程しました4条2件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは現地調査班からの報告をお願いします。
1	8	番
	委	員
		27番は、大野町のかなり奥の方で、追認ということで既に家が建っていました。周囲に影響はなく、許可相当と判断しました。28番ですが、私が中学校に通っていたときに、既に建っておりました。前を毎日通っておりましたので、よく覚えていません。農地であったことが判明したということですが、致し方なく、許可相当と判断しました。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。 本案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第106号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第106号は、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第107号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、本案件と議第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号83番は関連する案件でございます。よって議第108号の番号83番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 事務局長 議 務 局  
ご異議なしということですので、議第108号の番号83番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは、事業計画変更4番と関連案件となります5条83番について説明いたします。まず始めに事業計画変更4番についてですが、議案の7ページをご覧ください。本案件は昭和55年7月14日付けで5条許可を得て所有権移転まで完了していましたが、転用目的である分家住宅の建築は、計画段階で実家を継ぐ事情が生じたため、造成工事まで完了したところで現在に至っております。この度、甥御さんが承継者として新たに個人住宅の建築を目的として事業計画変更を行うものです。

続きまして事業計画変更に伴います5条83番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は2種農地と判断しました。転用目的は個人住宅です。転用面積、所要面積ともには361㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細ですが、個人住宅1棟85.37㎡及び2台分の駐車スペースを確保するものです。その他詳細、資金計画等につきましては記載のとおりです。

以上で、事業計画変更1件及び5条1件について、説明を終わります。上程しました5条1件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 18番委員 議 務 局  
それでは現地調査班からの報告をお願いします。

現地は既に宅地の格好になっていました。周囲にも影響がないようにされていますし、許可相当だと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。

議第108号の番号83番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第107号は原案のとおり承認することに、また議第108号の番号83番は原案のとおり許可することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 議 務 局  
ご異議なしということですので、議第107号は原案のとおり承認することに、議第108号の番号83番は原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号83番以外の案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは、5条の84番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町布志名の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内に位置することから、第1種農地と判断

いたしました。土地利用計画との調整ですが、11月19付で農振除外済となっております。転用目的は分家住宅です。転用面積は256㎡、所要面積も同様の256㎡です。許可該当条項は農地法施行規則第33条第4号で、集落に接続して住宅を設置する場合の不許可の例外に該当します。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、実家の隣接地である申請地を造成し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

なお、本案件につきましては農振除外の際に現地調査を行っておりますので、今回は現地調査を省略しております。

以上、上程しました5条1件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 本案件は、農振除外時に現地調査が済んでおりますので、今回の現地調査班の調査は行っていないということです。

それでは、これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。

議第108号の番号84番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件です。議第108号の番号84番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第108号の番号84番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第109号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

それでは議題109号、非農地確認についてご説明いたします。議案と「非農地確認について」の説明資料を併せてご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は2件2筆です。

それでは、番号15番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、秋鹿町の都市計画区域外、農用地区域の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は古志大野線から井神大日寺線を北に400mほど進んだ地点にある大日寺の南西付近に位置しており昭和60年ごろから耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、松崎豊治農地利用最適化推進委員です。

次に、番号16番の案件についてご説明いたします土地の所在は、薦津町の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道37号線から薦津西線を南に90mほど進みそこから西薦津線をさらに南に300mほど進んだ地点の西側に位置しており、平成元年ごろから労力不足により耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、いずれの案件も当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 事	長 局	<p>それでは、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。</p> <p>現地確認した際の現地の状況です。番号15番の案件ですが、11月28日に申請者のご兄弟の立ち合いの下、松崎豊治農地利用最適化推進委員と事務局の4名で現地確認を行いました。現地は、30年前ごろからすでに耕作に不便なため耕作放棄され、現在は、雑木、葛葉、竹等が繁茂しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。</p> <p>番号16番の案件ですが、12月4日に申請者の立ち合いの元、福田泰明農地利用最適化推進委員と事務局の4名で現地確認を行いました。現地は、30年前ごろからすでに労力不足等により耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。説明は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決します。議第109号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第109号は原案のとおり確認することに決めます</p> <p>次に議第110号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より、説明願います。</p>
事 務	局	<p>(議案朗読)</p> <p>なお、議第110号の所3番、所4番及び所5番の案件については、12番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思いを。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思いを。</p>
議	長	<p>事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついでに、議第110号の所3番から所5番までの案件について先議したいと思いを。</p> <p>そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、12番委員はこれらの議事の間退室願います。</p> <p style="text-align: center;">(12番委員退室)</p>
議	長	<p>それでは、議第110号の所3番から所5番までの案件について、事務局より説明願います。</p>
事 務	局	<p>それでは議110号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所3から所5について説明いたします。</p> <p>所3から所5は、生馬地区、田4筆の売買による所有権移転です。所3と所4は以前より買い手の方が利用権を設定し耕作していた農地で、所5も別の担い手が利用権を設定し、耕作していた農地です。この4筆は、買い手の法人の所在地に隣接する田であり、取得後は農業用施設を建設される予定です。これは、「農業用施設の用に供される土地」として「その土地を効率的に利用することができる」と認められる農地であり、農業経営基盤強化促進法第6条第1項第4項の「利用権の設定等に関する要件が緩和される場合」に該当します。売買価格については、お手元の議案のとおりです。なお、本案件が許可されますと、農地法第5条第1項第2号、「農地を農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため利用集積計画の定めるところによって権利が設定された」案件となるため、農地法</p>

議 長 第5条の転用許可不要の案件となります。以上ご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。

議 長 議第110号の所3番から所5番までの案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第110号の所3番から所5番までの案件については、原案のとおり決定することに決めます。

議 長 それでは、12番委員の除斥を解きます。

(12番委員入室)

議 長 それでは、議第110号のうち、所3番から所5番までの案件以外について、審議したいと思います。それでは、事務局より説明願います。

議 長 まず、農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、古江地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。続いて所2は、持田地区、田2筆の贈与による所有権移転です。譲り渡し人は、労力不足により贈与したいとの要望があり、譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。贈与による所有権移転のため、対価の支払いはありません。

議 長 続いて農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。まず利1は古江地区の更新案件です。利2は川津地区の新規案件です。利3は本庄地区の新規案件です。利4から利11は大庭地区の案件で、このうち利5から利11が新規の案件です。利12から利16は鹿島地区の案件で、このうち利13が新規の案件です。利17から利24は東出雲地区の案件で、このうち利19が新規の案件です。利25と利26は八雲地区の案件で、このうち利26が新規の案件です。利27から利32は宍道地区の案件で、このうち利30から利32が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田60,650㎡、畑23,651㎡、合計面積84,301㎡となります。

議 長 続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1から転2は生馬地区の更新案件で、機構の転貸です。転3から転4は生馬地区の更新案件で、JAの転貸です。転5は竹矢地区の更新案件で、機構の転貸です。転6は八束地区の新規案件で、機構の転貸です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田12,212㎡、畑12,561㎡、合計面積24,773㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第110号のうち、所3番から所5番までの案件以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第110号のうち、所3番から所5番までの案件以外議第104号については、原案のとおり決定することに決めます。

次に議第111号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事

務

局

(議案朗読)

それでは、議第111号「松江農業振興地域整備計画の変更について」の説明をさせていただきます。皆様方には、本日の審議に先立ちまして、12月3日に農振除外の現地調査にお出かけいただき、誠にありがとうございました。本日は、現地調査でご覧いただいた案件について、最終的に適当かどうかをご判断いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

資料を2つご用意しております。まずは「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」ですが、こちらは農振除外に必要な法定書類です。表紙をめくりますと、今回どういった変更理由で、どれだけ農用地区域から除外されることになるかを一覧にしたものです。もう1枚めくりますと、次は農用地利用計画変更総括表です。こちらは今回の除外により農地の面積がどう変化するかを一覧にしたものです。もう1枚めくりまして、次の変更土地調書は、除外の申し出のあった各案件についてそれぞれ基本的な情報を一覧表にしたものです。2枚めくりまして、変更要件確認表です。こちらは農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件についてそれぞれの申し出が適合していることを文言で示したものです。

続きまして、附図は、一つ一つの案件の詳細の説明となります。今回はこちらの附図を使って説明させていただきます。

まず整理番号1番、東持田町の案件です。こちらは農家住宅の建築です。事業計画者は土地所有者の孫の夫であり、現在は借家に住んでいます。この度、農業を営むため、農家住宅を建てることにしました。将来的には本家に住む親の面倒をみる必要もあり、本家近くで土地を探しました。今回の当該地以外に利用可能な非農地、第3種農地はなく、第2種農地も所有者の同意を得られるところがなかったため、当該地を選定しています。12月3日の現地調査にて質問のあった、高齢者施設が建つ隣接地との境界部分の扱いについては、高齢者施設の擁壁につくまで、つまり境界ぎりぎりまで盛土をして、グランドレベルを同じにするとのことでした。

続きまして、整理番号2から5と整理番号6が1枚の資料になっています。これは全て八束町江島の同じエリアの申し出で、目的はいずれも墓地用地としての利用です。八束町内には公共墓地がなく、適地といえるところが既に墓が集積している当該地しかなく、当該地を選定しています。追認案件ですので、始末書の提出を受けています。また、現地調査の際に、除外や転用の手続きを踏まない、いわゆる違反転用が今後続かないような手立てが必要とのご意見がありました。これについて、まずは市民課に確認したところ、現状は「墓地経営許可申請をされる方へ」という窓口で渡す資料に農振除外、農地転用の記載をしていること、そして口頭でも丁寧に説明を行っていることが分かりました。基本的には違反転用が発生しないように市として対応している状態といえます。なお、本件については八束支所の市民生活課にも情報提供してあります。

続いて整理番号7番、住宅敷地の拡張です。当該地の名義人は既に亡くなっており、遺言で事業計画者へ譲る意志を示しています。名義を変更するにあたり、5条転用が必要ということで、本申出をなされています。現在は来客用の駐車場がないため、駐

車場と庭として利用する予定です。住宅敷地を拡張するという目的のため、代替できる土地はありません。

続いて整理番号8番です。こちらは駐車場敷地の拡張です。事業計画者は、現在は大型バス4台、小型バス6台を所有していますが、観光会社からの要望等により、大型バス1台、小型バス2台の増車をする予定です。現在の駐車場敷地では手狭であるため、拡張をするものです。車を回すスペースを考えると、これが最小限の面積です。既存の駐車場から進入できるよう、90cm盛土をします。

次に整理番号9番、分家住宅の建築です。現在、事業計画者は米子市の賃貸住宅に住んでいますが、将来的に親の介護等の必要があるため、本家近くに分家住宅を建てることにしました。近隣地には非農地がなく、他に代替地はありません。

次は整理番号10番で、こちらの目的は造成を伴う、農業用倉庫等の建築です。現在、事業計画者は資料に現在地として示している場所に位置していますが、この度隣接する〇〇〇の八束工場が拡張することに伴い、移転をすることになりました。従来通りの作業ができることや、従来通り、近接地にある井戸の利用を考えると、現在地の近接地である必要があります。他にも近いところで2箇所検討を行いました。土地所有者の同意を得ることができませんでした。他に代替地はありません。なお、当該地内にある墓については、移転をするとのことでした。

続いて整理番号11番ですが、こちらの目的は住宅用物置の建築で、追認案件です。平成10年頃に建築し、現在まで使用し続けています。当時、除外および転用の手続きをするつもりでしたが、ちょうど仕事が忙しかった時期でもあり、忘れてしまっていたとのことでした。建築用地としては、自宅に隣接している当該地が最適地であり、代替地はありません。追認案件ということで、始末書の提出を受けています。

次に整理番号12番、分家住宅の建築です。事業計画者は長男であり、本家住宅の近隣地に分家住宅を建て、両親の介護などの面倒をみる必要があります。近隣で建築可能な非農地、第3種農地はなく、代替性ははありません。

続いて整理番号13番、こちらも分家住宅の建築です。事業計画者は、現在は市内の賃貸マンションに妻と子ども3人の計5人で住んでいますが、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭となったことと、本家に住む両親の介護等で近い将来面倒をみることを考え、本家の近くに住宅を建築するものです。近隣に非農地、第3種農地はなく、第2種農地で検討をしましたが、取得できる土地がありませんでした。代替地はありません。なお、2辺が道路に面している東側が残地になる形で分筆をしますが、これは本家の父が耕作するにあたり、利用しやすいように、本家に近い位置を残したものです。現地調査の際に、排水について「申出書では公共下水道に接続となっているが、マンホールのふたを見ると集落排水となっている」ことについての指摘がありました。この点について松江市上下水道局に確認したところ、集落排水とのことでした。

次は整理番号14番、分家住宅の建築です。事業計画者は、現在は市外の賃貸住宅に住んでいますが、家業であるタクシー会社を継ぐため、当該地区に居住することとなりました。また、高齢の両親の介護をする必要があり、本家のすぐそばである当該地で住宅を建築するものです。近隣に非農地、第3種農地はなく、第2種農地で検討をしましたが、取得できる土地がありませんでした。代替地はありません。

次に整理番号15番です。こちらは農業用倉庫と駐車場の整備です。事業計画者は当該地周辺で農業を営んでおり、耕作地付近に農業用倉庫を建築することで、効率的

に作業ができるようにするものです。駐車場の整備については、忌部小学校をスポーツやイベント等で利用する人が、周辺で路上駐車をするため、周辺で農業を営む者として危険であると感じており、自己所有地を駐車場として提供することで、作業するために行き来する際の安全性を確保するものです。なお、現地調査の際に、駐車場への進入路について「水路」と「赤道」と「小学校敷地」を通る形になる計画のため、事業計画者に対して、関係部署との調整を適切に行うようあらためて伝えるようにとのご意見がありました。これについては連絡済みです。

続いて、整理番号16番は一般住宅の建築です。事業計画者は八幡町内に住んでいますが、馬淵1号線の道路改良工事に伴い土地収用されたことから、転居する必要ができたものです。生活環境が変わらない、八幡町内での転居を望んでおり、非農地を探しましたが、周辺では見つからず、やむを得ず農地を含めて探しました。第3種はなく、第2種農地では候補地がありましたが、所有者の同意が得られず、当該地を選定しています。代替地はありません。なお、現地調査にて、前面道路が4m以上ないのではとのご指摘がありました。これについて建築指導課に確認をしたところ、4.4mあるとのことで、問題ないことが分かりましたのでご報告させていただきます。

続いて整理番号17番、目的は進入路と駐車場です。道幅が2.3mと狭く、自動車や農機が安全に出入りするために、当該地も進入路の一部として使っていたものです。また、駐車場の一部としても使用をしていました。進入路の拡張という目的のためには、代替地はありません。追認案件として、始末書の提出を受けています。

次に整理番号18番、こちらは分家住宅の建築です。事業計画者は、当該地のすぐそばに住んでいる娘夫婦で、このたび本家のそばに住んで、将来的には親の介護など面倒を見るとのことです。周辺に非農地はなく、当該地を選定しています。代替地はありません。

続いて、整理番号19番です、こちらは従業員用駐車場の拡張です。事業の拡大に伴い、平成8年12月より、当該地を従業員駐車場として使用しているものです。従業員の駐車場という特性から、本社社屋のそばであることが望ましく、代替地はありません。追認案件として始末書の提出を受けています。なお、現地調査にて質問があった、申出地内の石垣や植木について事業計画者に確認したところ、駐車場としての利用を開始した時点ですであつたようです。土地所有者が造園業を営んでおり、土地所有者のものであることは間違いのないと思われれます。事業計画者としては、撤去を依頼しているとのことです。

次に整理番号20番です。目的は分家住宅です。事業計画者は農業を手伝うため、また将来的に両親の介護など面倒を見るため、本家の近くに住むことにしました。近隣に利用可能な非農地、第3種農地はなく、第2種農地でも利用できる場所が見つからなかったため、当該地を選定しています。隣接地に農地はなく、周囲への影響もないものと認められます。

続いて、整理番号21番です。こちらは12月3日の現地調査とは別に確認しているものです。今回島根町の案件が2件あり、13番委員と私で現地確認を行っております。目的は擁壁の設置です。昨今の豪雨による石垣の崩落で、宅地のコンクリートに亀裂が入るなど、危険な状態となっています。今後の災害に備え、擁壁を設置することにしました。本件については、緊急性があり、除外の決定、転用の許可を待たずに着工することはできないかと事前相談があり、現地を確認した上で了承しています。

次に整理番号22番です。墓地の移転用地としての申出です。現在、墓は野波地区

の共同墓地にあります。山腹の急傾斜地にあるため、高齢になった事業計画者には管理が困難になり、移転するものです。残地については保全管理を行います。近隣で他の候補地もありましたが、所有者の同意を得ることができず、この申出地の選定に至っています。分筆するため、隣接農地はなく、周囲への影響はありません。

続いて整理番号23番です。ここから2件は八雲町の案件で、こちらも12月3日とは別日に9番委員と現地確認をしています。目的は分家住宅の建築です。事業計画者は所有者の子で、本家住宅の近隣地に分家住宅を建てることで、高齢になった両親の耕作を手伝うものです。近隣に利用可能な非農地、第3種農地はなく、代替性はありません。残地については、当面は保全管理を行うことを確認しています。

次に整理番号24番、こちらも分家住宅の建築です。事業計画者は土地所有者の子です。本家住宅の近隣地に分家住宅を建て、将来は両親の介護等、面倒をみる予定です。また、兼業農家である本家の耕作を手伝います。近隣で建築可能な非農地、第3種農地はなく、代替性はありません。残地については耕作を行います。

続いて整理番号25番をご覧ください。こちらは12月3日とは別に、私の方で現地調査を行い、12月3日には写真により説明を行ったものです。目的は携帯電話無線基地局用地としての除外申出です。これまでの携帯電話無線基地局用地としての除外申出と同様、本件も総務省の認定を受けて事業を行っているものであり、他への影響もないと認められることから、受付をしています。

続いて、整理番号26番、こちらも25番と同様に、事前に調査した内容を12月3日にご報告しているものです。目的は携帯電話無線基地局用地としての除外申出です。こちらも、これまでの携帯電話無線基地局用地としての除外申出と同様、本件も総務省の認定を受けて事業を行っているものであり、他への影響もないと認められることから、受付をしています。

今回の除外は、合計26件の申し出がありました。また、編入については申し出がありませんでした。以上、簡単ではありますが、全て説明させていただきました。これらの案件について、松江市農政課としては、農振除外に関する法的な基準をすべて満たしていると判断しています。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 対象の案件につきまして、今日3日に、午前が議席番号1桁の委員で持田と八束を、午後は議席番号2桁の委員で橋南を担当していただきました。2班に分かれての現地調査が行われておりますので、それぞれ代表者からの報告をお願いいたします。まず午前の部、1番委員。

1番委員 先ほどありましたように、12月3日、午前中に1番から9番の委員のうち8名で現地確認を行いました。番号1番から12番まで12件について現地確認を行いました。先ほど詳細に事務局から説明があったとおりです。特に現場でもそれ以上の問題点などの指摘はありませんでしたので、先ほどの説明どおりで許可できるものと確認しましたのでご報告いたします。以上です。

議長 それでは午後の部、15番委員。

15番委員 同じく12月3日に、橋南の調査を行いました。13番から20番までを調査しました。会長、副会長にも参加いただいております。先ほど事務局から詳しく説明があったとおりで、農用地からの除外は問題ないと結論に達しました。以上です。

議長 ご苦労様でした。それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。はい、8番委員。

8番委員 25番の宍道町上来待の案件ですが、変更土地調書の土地所有者の名前が違うよう

議 事 議 8 議	務 局 長 員 長	に思います。 これは隣接農地の所有者でしょうか。事務局お願いします。 今のお話にあったとおりで、そちらは隣接農地の所有者を記載したものです。 よろしいですか。 はい、わかりました。 ほかにございませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第111号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第111号については、原案のとおり同意することに決めます。 次に、報告に入ります。報告第35号「会長専決処分の報告」、報告第36号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 議	局 長	(報告) 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第18回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

委 員

委 員